第37回平成23年6月与謝野町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成23年6月1日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後2時47分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野	村	生	八	10番	Щ	添	藤	真
2番	和	田	裕	之	12番	多	田	正	成
3番	有	吉		正	13番	赤	松	孝	_
4番	杉	上	忠	義	14番	糸	井	滿	雄
5番	塩	見		晋	15番	勢	旗		毅
6番	宮	﨑	有	平	16番	今	田	博	文
7番	伊	藤	幸	男	17番	谷	П	忠	弘
8番	浪	江	郁	雄	18番	井	田	義	之
9番	家	城		功					

2. 欠席議員

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書 記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田貴美	代表監査委員	足立	正人
副町長	堀口 卓也	教 育 長	垣中	均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉	直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田	明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島	洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田	清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田	茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村	良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長補佐	山添	雅男
会計室長	宇野 準一	保健課長	泉谷	貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀	義之

5. 議事日程	
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 報告第 1号	号 平成22年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算
	(報告~質疑)
日程第 5 報告第 2号	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
日程第 6 報告第 3 長	子 平成22年度与謝野町水道事業会計予算繰越計算書
	(報告~質疑)
日程第 7 議案第455	・ 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
	(提案理由説明)
日程第 8 議案第46号	
	(提案理由説明)
日程第 9 議案第47号	専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町一般 会計補正予算(第7号))
	(提案理由説明)
日程第10 議案第48号	房 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町簡易 水道特別会計補正予算(第6号))
	(提案理由説明)
日程第11 議案第495	号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町下水 道特別会計補正予算(第5号))
	(提案理由説明)
日程第12 議案第50号	房 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町介護 保険特別会計補正予算(第4号))
	(提案理由説明)
日程第13 議案第51号	時 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町国民 健康保険特別会計補正予算(第5号))
	(提案理由説明)
日程第14 議案第52号	・ 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町後期 高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
	(提案理由説明)
日程第15 議案第53長	
	(提案理由説明~表決)
日程第16 議案第54号	

選任について)

		(提案理由説明~表決)
日程第17	議案第55号	専決処分の承認を求めることについて(幾地コミュニティ広場の指
		定管理者の代表者の変更について)
		(提案理由説明~表決)
日程第18	議案第56号	専決処分の承認を求めることについて(かや山の家の指定管理者の
		代表者の変更について)
		(提案理由説明~表決)
日程第19	議案第57号	専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めること
		について)
		(提案理由説明~表決)
日程第20	議案第58号	専決処分を求めることについて(与謝野町財産区管理委員の選任に
		ついて)
		(提案理由説明~表決)
日程第21	議案第59号	与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
		(提案理由説明~表決)
日程第22	議案第60号	与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
		(提案理由説明~表決)
日程第23	議案第61号	与謝野町教育委員会委員の任命について
and total		(提案理由説明~表決)
日程第24	議案第62号	与謝野町税条例の一部改正について
< total		(提案理由説明)
日程第25	議案第63号	与謝野町産業振興事業貸付基金条例の制定について
H 4H ## 0 0		(提案理由説明)
日程第26	議案第64号	京都地方税機構規約変更に関する協議について
	******** 0 .	(提案理由説明)
日程第27	議案第65号	平成22年度丹後地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算
		認定について
口和姓氏。	洋安学 C	(提案理由説明~表決)
日程第28	議案第66号	与謝野町大豆・米乾燥調製施設の指定管理者の指定期間の変更につ
		いて(相奈理由部四)
口和笠00	議案第67号	(提案理由説明)
日程第29	酸余 男 0 7 万	与謝野町大豆・米乾燥調製施設の指定管理者の指定について (担会理点説明)
口和笠20	送安笠 C O P.	(提案理由説明) (提案理由説明)
日程第30	議案第68号	統合簡水加悦上水道送配水管布設(1工区)工事請負契約の締結について
		(提案理由説明)
日程第31	議案第69号	統合簡水加悦上水道送配水管布設(2工区)工事請負契約の締結に
日生わり1	成末力 U 3 ク	

ついて

		JV · C
		(提案理由説明)
日程第32	議案第70号	統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設(浄水設備その2)工事請負
		契約の締結について
		(提案理由説明)
日程第33	議案第71号	三河内簡易水道三河内配水施設新設工事請負契約の締結について
		(提案理由説明)
日程第34	議案第72号	平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)
		(提案理由説明)
日程第35	議案第73号	平成23年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第1号)
		(提案理由説明)
日程第36	議案第74号	平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)
		(提案理由説明)
日程第37	発委第 1号	町長において専決処分することができる事項の指定について
		(提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

- 議 長(井田義之) 皆さん、おはようございます。
 - 6月定例会の開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。
 - 3月定例会が終わったのが、ついこの間のように思っておりますけれども、はや6月定例会の 招集ということになりました。本日はお忙しい中、ご参集いただき、ありがとうございます。

また先日、一昨日でありますけれども、季節外れの台風の余波で、町内でも土砂崩れや水害が発生をし、庁舎の方々、また各地区の役員の方々には、夜を徹して対策やら待機をしていただきました。心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、3月定例会終了後、活性化委員会、広報委員会、その他の委員会もですけれども、お世話になりました。特に広報の皆さんにはアンケートの結果を踏まえて、議会の動きというのを、委員会の報告だとか、議会の動きというのを掲載していただき、町民の方々に広く広報していただきましたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

なお、今定例会も、3月定例会でも申し上げましたように、アンケートの結果を踏まえて、活 発な質疑については当然でありますけれども、町民の目線に立ったわかりやすい、簡潔で、明瞭 な質疑、なお、答弁の方も心がけていただきますようにお願いをしておきます。

また、今定例会、新しい課長さん方、初定例会、初議会ということであります。しっかりと、 私もまだ役職とお名前が覚えてない部分もあると思いますので、時には間違えるかもわかりませ んけれども、お許しを願いながら頑張っていただけたらありがたいなというふうに思います。

なお、過日、議会運営委員会におきまして、省エネと環境対策のために、今年度につきましては、5月から10月までクールビズを採用して、設定温度は28度ということで徹底をすることに決めていただきました。

町民の皆さんにおかれましても、いろいろな意味で議会に対する、また本会議に対するご理解 をよろしくお願いをいたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。

どうぞ6月定例会、よろしくお願いいたします。

ここで、太田町長からあいさつの申し入れがありますので、これを受けたいと思います。 太田町長。

町 長(太田貴美) 皆様、おはようございます。

新緑の山々に抱かれた田んぼでは、ようやく田植えが終わり、今では若苗の緑も鮮やかに一層目に優しく感じられる季節となりました。

初めに、先日の台風2号の災害対応について、ご報告をさせていただきたいと存じます。

台風2号の接近により、5月29日午後2時55分に大雨洪水警報が発表されましたので、同時刻に災害警戒本部を設置し、1号配備を行い、警戒に当たりました。その後、降雨量がふえ、日がかわりました30日午前2時9分、土砂災害警戒情報が町内全域に発表され、土砂災害の危険性が高まりましたので、同時刻をもって災害警戒本部を2号配備に体制を拡大し、また、未明になってからではございましたが、各区長様にお願いし、公民館、会館等を避難所として開設し、町民の皆様に自主避難していただくようお願いをいたしました。その結果、2カ所の避難所に3世帯、6人が自主避難をされました。被害の状況でございますが、三河内地内の民家の裏山が

崩れ、民家の一部が損壊いたしましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。主な被害は以上でございますが、町外の被害の詳細につきましては、現在、調査中でございます。以上で台風2号に係る報告とさせていただきます。

それでは6月定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに第37回、平成23年6月与謝野町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただき、心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会では固定資産評価審査委員会委員などの人事案件、また、税条例の一部改正などの条例案関係、その他契約の締結、補正予算案、専決処分などをご審議いただくこととしております。 さて、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災に対します復興支援につきましては、町民の皆様から800万円に近い額の義援金や、多くの支援物資のご提供等、心からのご支援を賜り、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

また、役場といたしましては、人的協力につきまして、現在までに給水支援として8人の職員を、保健師の業務支援として1人の職員を派遣し、さらに6月19日から保健師を1人派遣する予定をいたしております。いずれにいたしましても、今回の大災害は全国民が一致協力をして、この国難に対処していかなければならない事態でございますので、今後とも町を挙げてお支えをしていかなければならないというふうに思っておりますし、多くのお亡くなりになられた方々に対し、深甚なる哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復興を願ってやみません。

当町におきましても、町を取り巻く環境は過疎化や高齢化が進み、地域経済の回復も、その兆しが見えない非常に極めて厳しい状況でございます。そのような状況でございますが、町民の皆様とともに、一生懸命頑張ってまいりたいというふうに存じますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

議 長(井田義之) ご報告いたします。

本日、小林議員より欠席の届けが出ております。

また、吉田水道課長より欠席の届けが参っており、代理として山添水道課長補佐が出席しておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただ今の出席議員は、17人であります。

定足数に達しておりますので、これより、第37回平成23年6月定例会を開会し本日の会議 を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告しておきます。

お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、報告第1号 平成22年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか33件であります。

以上、34件を上程いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、14番 糸井滿雄議員、15番 勢旗毅議員、以上2名に

お願いすることにします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告についての質疑は行いませんので、念の ため申し上げておきます。

最初に、総務常任委員会の活動報告をお願いいたします。

15番、勢旗委員長。

総務常任委員長(勢旗 毅) おはようございます。

総務常任委員会は3月の議会終了以降、3回の常任委員会を開催をいたしました。懸案となっておりました、町長において専決処分ができる事項の指定及び庁舎統合にかかわる特別委員会の設置について、委員会として提案することの是非、内容等について審議をし、今会期中に特別委員会の設置等について提案を行うことといたしました。

あわせて今年度、先進地の視察について、長野県飯田市に行政評価等の視察を行うということ を決定をいたしたところでございます。以上です。

議 長(井田義之) 続きまして、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いいたします。

13番、赤松委員長。

文教厚生常任委員長(赤松孝一) おはようございます。

常任委員会の議会での報告ということで、まだ初めてのことでございますので、要領が、私にも十分把握していませんので、今現在、所管課の方で課題となっている点について報告をさせていただきます。

まず、保健課でございますが、保健課の国保、事業勘定の会計の方でございますが、国保税が平成21年度の決算額の5億9,178万9,000円に対しまして、平成22年度の決算見込み額が5億5,079万2,000円と、1年間で所得減によりまして4,099万7,000円の減額が予想されるという非常に厳しい状況下にございます。基金繰入金も平成22年度、1億500万円するわけでございますが、その中でも新しいといいますか、うれしいニュースとしましては、保険給付費が4,262万4,000円減額になっています。したがいまして、基金の繰入金もございますので、決算見込みは790万9,000円の黒字になる予定のようでございますが、非常に厳しいことには変わりなく、国保税が現在、一世帯平均14万6,164円、一人当たり平均7万5,416円と、京都府下では4番目に安いというふうに聞いていますが、非常にこの辺も今後の大きな、国保税、課題になろうかというふうに委員会では考えています。

また、同じ国保の直診勘定の方でございますが、こちらも21年度の決算から見ますと、22年度の決算見込みは大変少なくなってきます。790万8,000円の減でありますが、これは、患者数の大幅な削減ということでございます。一般会計からの繰入金を2,350万円出

しまして、歳入歳出の帳じり合わせができるようでございますが、利用者の状況が21年度と対 比しますと、461人の減というふうなことでございまして、これにつきましては、今後この診 療所のあり方をどうするかということが、庁舎内で検討されているようでございまして、現在の お医者さんはお二人ございますが、6月末で退職されまして、7月1日からは丹後中央病院から 医師の派遣を仰がれるというふうに聞いていますが、まだ、どのような形で、これが運営される かということにつきましては、今、鋭意庁舎内で検討されているというふうに伺っております。

それから、住民環境課でございます。住民環境課はご存じのように、21年10月1日に丹後地区のごみ広域研究会が設置されました。本年3月に報告書が完成いたしまして、報告書に目を通したわけでございますが、その後、5月16日の2市2町の首長会、5月19日の担当課長会等につきまして、その後の話し合いがされているようでございますが、8月中ぐらいに首長会の方で、今後の方向性が出る予定というふうに伺っております。一日も早く方向性を定められることを希望するわけでございます。

また、算所の隣保館の整備事業が、当初予算6,974万円ということでございましたが、今 現在、4,600万円程度で完成するであろうということでございます。

次に、福祉課でありますが、福祉課は皆さんもご存じのように、きょうでございますが、NP O法人丹後福祉応援団によりまして、「みんなのうち後野」が開設されました。1階は高齢者の施設。これは宿泊、通所、訪問を兼ねた小規模多機能型居宅介護ということでございまして、定員が25名。2階は軽度の障害者が生活できる共同部屋と、個室定員4人ということでございまして、非常に高齢者の方と、障害者の方とともにという、新しい施設がきょうオープンするようでございます。

それから、教育委員会でございますが、まず、東日本の大震災によります被災児童及び生徒の受け入れ状況でありますが、三河内幼稚園に4歳の男子が、幾地在住でありますが、宮城県の名取市から転入。また、岩滝小学校に1年生の男子1名、これは岩滝在住でありますが、東京都の町田市から転入。橋立中学校に1年生の男子1名、2年生の女子1名、これは宮津市の須津に在住のようでありますが、宮城県の名取市から転入ということでございます。

また、橋立中学校の給食実施に向けまして、夏休みに主要部分の改修工事を予定されていまして、来年3月には、給食の試行がされるように伺っております。

以上でございますが、一番大事な加悦中学校の改修基本設計の業務のスケジュールを先日から聞いています。これは、きょうまで聞いたことのない、プロポーザル方式の導入によりましての実施要項の整備をされまして入るようでございますが、プロポーザル方式というものにつきましては、私、ここで説明しますと時間が長くなりますので、関心のある方は、新しい制度でございます。教育委員会のほうにお問い合わせをください。まず、このプロポーザル方式の導入によります実施要項の制定をされまして、次に審査委員会の設置をされるようでございます。これは庁舎内と外部の方と両方によりましての審査委員会の設置。その後、公募、または指名による業者の募集、そしてその後、第一次審査、ここで5社程度に絞られるようでございます。次にヒアリングをされます。これは審査委員会によりましてのヒアリング。そして第二次審査、ここで点数投票により決定をされるということであります。そして、ここの後、基本設計契約の締結がなされるわけでございますが、8月から9月にかけて基本設計契約の締結がなされると。そして、住

民関係者からなる検討委員会の設置をされまして、その検討委員会の意見を設計に反映をされると。そして基本設計の完成は23年度末をもって基本設計の完成と。このような加悦中学校の改築基本設計業務のスケジュールであります。したがいまして、当委員会におきましては、7月の中旬に予定していますが、この中学校の改築といいますか、最近されました、特徴ある学校の建築につきまして、2校から3校、議会としての視察にまいる予定でございます。

以上、長々となりましたが、当委員会の報告でございます。

議 長(井田義之) 次に、産業建設常任委員会の活動報告をお願いいたします。 8番、浪江議員。

産業建設常任副委員長(浪江郁雄) それでは3月定例会に引き続き、小林委員長にかわりまして、私の 方から委員会報告をさせていただきます。

まず初めに、5月19日午後より産業建設常任委員会を開催いたしました。議題といたしましては、閉会中の継続審査であります野田川の河川改修と、リフレかやの里についてであります。

河川改修では、野田川支線の岩屋川工区と、また加悦奥川の改修について、経緯や改修計画の概要、事業計画の効果などを報告いただきました。加悦奥川については、ちりめん街道との調和のとれた整備が必要とのことから、川幅を限りなく狭くするでありますとか、低水路を設けて穏やかな流れを創出するとか、また加悦奥川の代表的な風景であります柳を両岸に植栽することなど、景観への配慮事項の説明をいただきました。

リフレかやの里については、再開に向けてのスケジュールや雇用の状況、各部門の研修計画などの報告をいただきました。雇用状況については、現在、ほぼ予定どおり採用されていまして、正規職員3名、うち与謝野町在住者1名、新規採用。それから臨時職員1名、これは与謝野町在住で新規採用です。それからパート職員4名、与謝野町在住者3名の新規採用。それから障害者雇用10名、与謝野町在住者7名でございます。現在レストランのメニューの開発を急ピッチで進められておりまして、また、職員の方々は、接客などの研修を、現在、受けられております。以上が、委員会の報告でございます。

続きまして、4月21日、日にちがちょっと前後しますが、林道奥寄線の開通式典の案内が、 委員長と野田川地域の議員にいただきまして、小林委員長の代理で出席をさせていただきました。 この奥寄線は、大内峠の一字観公園付近から国道312号線の水戸谷峠を終点とする総延長 5,834メートル、幅員5メートルから7メートルの1級林道で、起点側と接続する丹後縦貫 林道とあわせて、丹後半島の山並みを横断する林業生産基盤として、重要な役割を担った林道で あります。事業期間は、平成8年から22年まで、事業費17億9,600万円であります。施 工に当たっては、奥寄線の木材を積極的に利用されまして、環境に優しく、また景色も本当にす ばらしく、豊かな自然を活用した保健休養、また観光など、地域活性化に大きく貢献するものと 期待されております。

最後に、5月20日に与謝野町商工会の通常総代会のご案内を委員長にいただき、私、代理で 出席させていただきました。23年度の事業計画では、厳しい企業経営をさらに厳しくする、憂 慮すべき要因があるとしながらも、昨年から取り組んでおります、ちりめん街道におけるまちづ くり観光の具現化へ向けた取り組みや、阿蘇シーサイドパークの活用研究、また、与謝天橋立イ ンターチェンジ開通などによる入り込み客を、地域へ囲い込む取り組みを進めるとありました。 そのほかには、地域経済の活性化を図る商品券事業や、繊維製品の販路拡大を図る事業、経営 支援員による経営支援事業などに積極的に取り組むとございました。

以上、まことに簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

議 長(井田義之) 次に、議会活性化特別委員会の活動報告をお願いをします。

16番、今田委員長。

議会活性化特別委員長(今田博文) それでは、議会活性化特別委員会の報告をさせていただきたいとい うように思っています。資料を配付させていただいておりますので、ごらんになりながら、お聞 きをいただきたいというふうに思っています。

既に委員会、12回開催をいたしました。今まではアンケートの送付でありますとか、集計でありますとか、作業部会を中心に委員会を開催をしてきましたけれども、いよいよ本格的な議論に入っております。検討課題につきましては、大項目1番が議会基本条例、2番、議会の組織、3番、議会の運営、それから4番が町民参加と情報公開、5番が基本項目ということで、大項目、五つに分類をいたしております。そして、それぞれ小項目がたくさんありますけれども、この具体的な話に既に入っております。まず、議会の運営、この部分から議論をしたらどうかというふうなことで、委員会で合意をいただきまして、既に5番、代表質問のところまで議論が進んでおります。

1番の一般質問でございますけれども、これについては、今、行っている方式、やり方で特に 問題はないんではないかと。今のまま踏襲すればいいんではないかというふうなご意見が多数を 占めております。

それから、議員間の自由討議ですけれども、委員会を中心に行うのがいいんではないかなという意見と、それから議員18人全員でやるべきだというふうな、それぞれ意見がありますけれども、18人で議論しますと、この場でやるということになるというように思うんですが、この場ですと非常にそれぞれの顔が見えにくい、議論がしにくい、自由に活発な議論が交わしにくいんではないかというふうな意見もありまして、全員でやる場合でしたら、そこの委員会室を二つひっつけまして、お互いが顔を見える中で議論をすべきではないかというふうな意見が出ております。

具体的に、どういうことについて議論を交わし、自由討議をしたらいいかということについては、特別触れておりませんけれども、重要案件については、みんなで意見交換をして集約が図れるのか図れないのか、それは別にいたしましても、それぞれの議員の意見を聞いたらどうだと、自由討議をしたらどうだというふうなことでございます。

それから、3番の反問権の付与でございますけれども、これは当然といいますか、町長部局に 反問権を与えていくべきだという意見が大勢を占めております。ただ、どういった方に反問権を 与えるのかということについては意見がございまして、町長のみに反問権を与えるべきだという 意見と、あるいは副町長なり教育長、あるいは監査委員、それから教育委員長、その辺まで広げ るべきだというふうな意見がありまして、ここは、まだ集約といいますか、結論というのは出て おりません。

それから、4番の参考人からの意見聴取。これは既に請願等で行っておりますので、今のまま 踏襲したらいいんではないかというふうなご意見でございます。 それから、5番の代表質問ですけれども、うちの議会は18人という、あんまり多くない議員数でございまして、会派も2人、3人がほとんどでございます。したがって代表質問というのは特に必要ではない、やらなくてもいいんではないかと、今の一般質問形式で十分ではないかというふうな意見で、大体、集約をさせていただいております。

それから、6番の通年議会の制度化。これについては、次回6月24日に委員会を開催をする 予定をしておりますので、この部分から議論をさせていただきたいというように思っています。

中身について皆さんにご報告するのは、きょうが初めてということになりますけれども、ぜひ 会派代表の皆さんに出ていただいておりますし、それぞれ会派を通じてでも結構でございます。 それから私、委員長、副委員長の糸井議員でも結構でございます。皆さんの前向きなご意見を、 ぜひお寄せをいただきたいというふうに思っております。

それから1枚めくっていただきまして、全体のスケジュールということで掲げております。

先ほど申し上げましたように大項目、5項目ある中で、3番の議会の運営、この部分から議論をさせていただいておりまして、大体8月ごろまでには何とかご意見の調整をさせていただきたいというように思っております。それから、それぞれ大項目についてスケジュール、この月までには結論といいますか、方向性を出したいということで、お示しをしております。

今年の12月には、中間報告ということで定例会に報告ができるように、精力的に委員会を開催して、議論の集約をしたいというふうに思っております。一番上の委員会、月2回とありますけれども、毎月2回程度は委員会をこなしていかなければ消化ができませんので、こういう予定で委員会を開催をしていきたいというように思っております。そして最終ですけれども、24年3月議会には最終報告ができるように頑張ってやりたいというふうに思っております。

調査研修ということで、5月から8月まで、それぞれスケジュールがありますけれども、既に日程を決めております。6月の下旬に三重県の伊賀市、それから、大阪の熊取町に視察に行かせていただく予定をしております。十分研修をしてきたいというふうに思っております。以上です。

議 長(井田義之) それでは、最後に私のほうから議長報告をさせていただきます。

皆さんのお手元に、議長の動きという一覧表をつけております。これは、議長としての職をもって出席をさせていただきました会議なり、その他のイベント等の準備とか、そういう会議をここに挙げております。

ちょっとすみません。私、一遍引っ込みまして、広報特別委員長からの報告をいたします。す みません、失礼いたしました。

それでは、広報特別委員会からの報告をお願いいたします。

1番、野村委員長。

広報特別委員長(野村生八) それでは、広報特別委員会の、この間の活動を報告をいたします。

まず、印刷業者の見直しということで入札が行われまして、金額だけではなくて、最終入稿から印刷までの日数なども含めて選考いたしまして、新しくゲットバリューに決定をいたしました。また、新しくパソコンとレイアウトソフト、インデザインの最新バージョンを導入をいたしまして、今までの使い方とかなり違ってくるという中での、今回20号の発行に取り組みをいたしました。

また、議会事務局の広報担当の職員も新しく変わったということで、今までとすべての面で体

制が変わった中での20号の発行ということで、今回は、この間は早く出すということに取り組んで来ましたが、じっくり出すということで、ぎりぎり5月25日発行で、ようやくこの20号が発行できました。ぜひごらんいただきたいというふうに思います。大変、表紙の写真もすばらしい写真ができたかなというふうに思っております。また19号、12月議会の19号から視察の成果を生かしまして、大幅に紙面の改革に取り組んできまして、20号で、さらに先ほど言いました形での新しい内容の中で、また、記事も大幅にふやすということで、今回も30ページに及ぶ議会だよりを発行する。今後も、こういう形で発行していきたいというふうに考えております。

それから、また配布先についても、すべての公民館や学校、あるいは福祉施設など、今までよりもかなり多くのところに配布をさせていただきまして、住民の皆さんが目に届くようなところでの議会だよりを置いていきたいというふうにも思っておりまして、今後とも、そういう点では施設の皆さんにもご協力をいただきたいというふうに思っております。

それから、今回20号で大きなミスをいたしまして、10ページの農村女性の家の「女性」の字を間違えておりまして、お金の「助成」になりまして、大変申しわけありません。訂正とおわびをさせていただきます。よろしくお願いします。

以上で、報告といたします。

議 長(井田義之) 大変失礼いたしました。それでは、私の方から引き続いて説明させていただきま す。

皆さんに一覧表をお配りしております、その中で、かいつまんで報告をさせていただきます。 4月の14日、15日、16日と着物サミットが十日町で開催をされ、参加をさせていただきました。

最初は出席をすると言っておりましたら、ちょうど震災があって、これはもう、とてもやないけど参加できる状況でないといって、一たんは中止にしたんですが、実はその後、十日町の方から、こういう時期だからこそやりたいということで、再度、出席ということで、副町長、太田課長と一緒に十日町に行かせていただきました。皆さん一生懸命に、まちおこしのためにというようなことで頑張っておられる実態を見せていただきました。また、こちらからも丹後工業組合の三役さん等参加されておりましたということだけを報告させていただきます。

次に、4月27日ですけれども、前に報告させていただきました2市2町の正副議長、議長会ということで、正副議長が参加するわけですけれども、会議を立ち上げさせていただきました。その席には丹後振興局の前林局長、それから京丹後市の市長代理として米田副市長が参加していただきまして立ち上げました。その規約につきましては、皆さんのお手元に配付をしておりますが、経費的な部分については、今のところは一切使わないという前提でおりますが、今年度、会長を京丹後市の池田議長さんにお願いをし、事務局も京丹後市にお願いしておりますので、それにかかる費用については京丹後市の負担、来年が与謝野町が担当ということで、与謝野町が当番になりますので、そのときには、与謝野町の方も幾らかの負担はかかるのかなというふうに思っております。今後、その規約に書いておりますように、2市2町の連携の強化を図りながら、前向きに進めていきたいなというふうに思っております。

それから、5月22日ですけれども、KTRのシンポジウムと総会がございました。これにつ

きましては、やはり当地方としては、空気のようなもんではあるけれども、どうしても残してお きたいなというムードがかなりあるようでございまして、それについては、せいぜい一人がもう 1回乗るようにしようというようなことを皆さんの意見として出ておりまして、それが皆さんの お手元に配らせていただいておりますような言葉になっておりますので、ご協力をお願いをした いというふうに思います。

それから、5月19日と25日ですけれども、丸亀市から、それから愛媛県の松前と書いて、これ「まさきちょう」というんですけれども、ここから研修が見えました。丸亀については古墳公園、それから松前町については住宅補助の件で研修に見えられて、特に松前町の方々は、いい制度やないかということで、なぜやめられるんですかというような質問もあったということだけ申し添えておきたいというふうに思います。

それから、この今年度はいろいろな事業がたくさんありまして、文化祭だとか、それから大名行列だとか。この間、30日、おとといには防犯協議会があったわけですけれども、社会を明るくするとかいう、いろいろな運動があります。これについて、私が参加しておるということは、議会の代表として参加をしておりますので、そういう事業が行われるときには、ぜひとも議員全員が、いずれかの会場なり、いずれかの場所に参加していただくというのが基本ではないかなというふうに思いますので、その点をお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども24日の日に、5月24日ですけれども、京都府議長会の 視察研修ということで、大飯の原子力発電所に研修に行きました。この件について、少しだけ報 告をさせていただきたいというふうに思います。

皆さんご存じのように、福井県には高浜、大飯、美浜と、11基の原子力発電がございます。この間も京都新聞にも出ておりましたように、11基のうち4基がとまっておる状態です。そういう中でも再開をできるというように発電所の方々は思っておられる中で、ああいう事故があって、一応、福井県の知事の反対で、京都府の知事についても、これについては、再開は、住民の理解が得られないと再開してはならないというようなことでしたが、大飯原発におきましては、一応、福井県のああいう状況を反省点というのか、今後の材料として、発電設備、いわゆる部外発電、自家発電やなにし部外発電設備については順次進めておられます。ただ、津波対策については、防波堤等、まだできておりません。そういうような現状であるということ。それから、大飯発電所というよりも、関西電力の発電所と、それから東北の発電所は同じ原子力を燃料としておりますけれども、発電の形態が違うということです。なかなかこれは説明してもわかりにくいと思いますので、私の方からの説明は省きますけれども、資料等ありますので、また見ていただいたらいいと思うけど、発電の方法が違うということです。

それからここで一つ、皆さん方に、ぜひとも知っておいていただきたいことなんですけれども、その4基が、プラントが4基とまっておるというのは、原子力発電につきましては、13カ月動かすと必ず点検をしなければならないという国の決まりがあって、その4基については、そういう点検のためにとまっておるという状態です。それで、点検は完了しても動かせないというのが今の現状です。それで11基あるということで、今4基、そのうちに13カ月動かしたプラントが順番に出てきます。そうすると、順番にとめていかなければならないというのが、今のこのままの現状が続くならば、そういう状態になります。といういことは、福井県の11基の発電所が

全部とまる可能性というのは十分あります。それで、そのとまったときにどうなるかということなんですが、今、関西電力が一番、原子力の比率が高くて、40%とか50%とか言われておりますけれども、50%の電力がとまるということになれば、あといろいろな方法で補助をしたりするにしても、恐らく電力不足が起きると。先ほどクールビズのことも、いろいろと申し上げましたが、いわゆるそういう状態がおきるという前提で、かなり厳しい電力事情になるであろうということは、京都府の知事さんも申しておられますけれども、今から覚悟をしておいた方が、我々も、町民の方々も、そのことは知っておいていただいた方がいいんかなというふうに思っております。

以上、私の方から、かいつまんでの報告をさせていただきますけれども、資料につきましては 事務局の方に、その他、私が、今、報告しなかった分の資料も事務局のほうに全部保管をしてお りますので、もし、気のある方は、見ていただけたらありがたいということで、私からの報告を 終わらせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に日程第4 報告第1号 平成22年度 与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題と します。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 報告第1号 平成22年度 与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。別紙に挙げておりますように、平成22年度の繰越明許を行いました事業は12事業ございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越明許書、繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

まず、おひさまエコタウン事業、きめ細やかな交付金事業並びに住民生活に光をそそぐ交付金 事業につきましては、京都府並びに国の補正予算や、可決を受けてからの実施でありましたので、 いずれも12月追加補正予算や、3月補正予算に計上させていただいたものであり、物理的に年 度内執行には限度のものがございましたので、23年度へ繰り越しとなったものでございます。

次に、有線テレビ拡張事業は、町営、府営住宅の管路設備工事の指名業者選定等に時間を要したこと、高齢者福祉施設整備事業は公的介護施設等整備事業費補助金を交付するものでしたが、 交付先法人の事業竣工が年度内に間に合わなかったため、それぞれ繰り越しとなったものでございます。

住宅改修助成事業は、年度内申請であるものの、工事完成は23年度にまたがることによるもの、リフレかやの里管理運営事業は、9月追加補正予算に計上させていただき、その後、調査、設計を行い、3月にようやく工事に着手できましたが、年度内完成は計画段階から見込んでおりませんでしたので、繰り越しとなったものでございます。

また、耐震診断補助事業は、国の追加内示等に伴い、年度内実施ができなかったこと、そのほか道路維持補修事業から河川災害復旧事業では、大雪による影響や地元調整等に時間を要したことから、それぞれ繰り越しとなったものでございます。

以上ですが、事業によっては国や府支出金、辺地債や合併特例債の地方債を充当いたしており

ます。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第1号を終わります。

次に、日程第5 報告第2号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書 を議題とします。直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 報告第3号 平成22年度与謝野町水道事業会計予算繰越報告書についてご説明申し上げます。水道事業会計を初めとする公営企業につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、水道事業管理者から報告を受けた次の議会において繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

すみません。全く違うところでございました。もう一度改めてご説明させてもらいます。

報告第2号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申 し上げます。

別紙に挙げておりますように、平成22年度の繰越明許を行いました事業は一本ございます。 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。簡易水道改良事業につきましては、新加悦浄水場整備並びに新加悦配水池整備、また三河内配水池整備が大雪により工事が大幅におくれたほか、市場及び石川簡易水道については、道路改良工事のおくれに伴い、配水管布設工事が施工できなかったため繰り越しとなったものでございます。繰越財源は、国庫補助金や地方債を充当いたしております。なお、一般財源のうち、きめ細やかな交付金1,000万円を含む5,000万円を平成22年度一般会計から繰り入れを行い、それも含めた一般財源として繰り越しております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第2号を終わります。

次に、日程第6 報告第3号 平成22年度与謝野町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。報告を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 報告第3号 平成22年度与謝野町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明 申し上げます。

水道事業会計を初めとする公営企業につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、水道事業管理者から報告を受けた次の議会において、繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

繰越事業としております事業は、第4次拡張改良事業において、上水道配水管布設がえに伴う 舗装復旧工事を、また、上水道配水管移設工事を、それぞれ繰り越しております。

いずれも、京都府の府民公募型安心・安全整備事業が採択されたことにより、道路側溝工事等が施工されることとなり、現場が競合することから、23年度へ繰り越しとなったものでございます。なお、繰越財源は損益勘定留保資金等を充当いたしております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第3号を終わります。

次に、日程第7 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長

町 長(太田貴美) 議案第45号 与謝野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、専決 処分を報告し承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、与謝野町国民健康保険条例の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。これは当面の施策として、出産育児一時金35万円を平成21年度10月から平成23年3月までの間の出産につき39万円に、暫定的に引き上げたものを、今回、恒久的な措置とするものであります。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) 議案第45号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正の専決処分につきまして、 ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成23年3月30日公布、同4月1日施行されました。本町の国民健康保険条例につきましても、これに準じて改正する必要が生じましたが、議会を招集させていただく時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分させていただいたものでございます。

それでは議案資料でご説明申し上げます。 1 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正は、出産育児一時金の改正でございます。現在、出産育児一時金の額は平成21年10月1日から平成23年3月末までの間の出産につきまして、35万円を暫定的に4万円引き上げ、39万円となっております。それに産科医療保障制度加入医療機関で出産されました被保険者につきましては、プラス3万円の合計42万円を支給しております。今回の条例改正は、この暫定的に引き上げました4万円を、恒久的な措置とする健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されましたことに伴いまして、関係する条例について、所要の改正を行うものでございます。内容といたしましては、附則におきまして、暫定的に規定しておりましたものを

削除いたしまして、本則で規定するものでございます。経過につきましては、資料の2ページ、 3ページにつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。十分ご審議いただきまして、 ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町国民健康保険税条例の一部改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第46号 与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決 処分を報告し、承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日公布、4月1日施行されたことに伴い、与謝野町国民健康保険税条例の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。改正内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) 議案第46号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分につきまして、 ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日公布、同4月1日施行されました。国保の賦課期日は4月1日でございますので、本町の国民健康保険税条例につきましても、これに準じて改正する必要が生じましたが、議会を招集させていただく時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分させていただいたものでございます。

議案資料の4ページ、5ページをお開きいただき、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。条例の主な改正点といたしましては、第2条関係の課税限度額の引き上げでございます。現在、国民健康保険税の課税限度額は、基礎課税額が50万円、後期高齢者支援金等課税額が13万円、介護納付金課税額が10万円で合計73万円となっております。

今回の条例改正は、この国民健康保険税の課税限度額のうち、基礎課税額50万円を1万円引き上げ51万円に、後期高齢者支援金等課税額13万円を1万円引き上げ14万円に、介護納付金課税額10万円を2万円引き上げ12万円といたしまして、合計77万円とするものでございます。この課税限度額の引き上げにつきましては、医療費の増加に伴います国保税総額の増加が避けられない中、限度額に達している高額所得者にご負担をいただきまして、負担感が強い中間所得層の負担を軽減することがねらいとなっております。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。十分ご審議ただきまして、ご 承認賜わりますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで暫時休憩をいたします。10時50分まで休憩をいたします。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時50分)

議 長(井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、日程第9 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町一般会計補正予算(第7号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第47号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

この補正は3月31日付で専決処分いたしたものでございます。今回の補正は1億5,415万9,000円を減額し、総額を119億6,319万4,000円といたしております。最初に全科目共通でございますが、おのおのの事務事業の実績見込みなどから、不用となります経費につきまして減額をさせていただいております。

内容によっては、事業費の見込みを立てがたかったものもあり、多くの不用額は発生しておりますが、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

それではまず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。30、31ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費では、丹後広域市町村圏事務組合事業で、同組合負担金を257万2,000円減額いたしております。これは、同組合が3月31日付で解散したことに伴い、組合における収支清算を行った結果による不用額でございます。

第12目有線テレビ管理費では、32、33ページの情報連絡施設基金積立金で、有線テレビ 放送等施設基金積立金を2,000万円追加いたしております。これは有線テレビやインターネットの使用料収入と同施設の人件費を含みます管理運営経費との収支見込みが黒字となることから、5年後、10年後に必要となります設備の更新経費の財源として、基金積み立てをしていこうというものでございます。大変多くの経費が必要となると考えられますので、単年度収支見込みから少しでも多くの額を積み立てていきたいというふうに考えております。

第13目有線テレビ整備費では、有線テレビ拡張事業を総額で2億2,979万7,000円減額いたしております。岩滝、野田川地域の平成21年度分の完了後における未加入世帯が1,866世帯あり、その全世帯が加入されることを見込んで予算計上いたしておりましたが、実際には886世帯の実績となりましたので、地域情報通信基盤整備工事費等を大幅に減額するものでございます。

第17目財政調整基金費は、34、35ページの減債基金積立金を1億円追加いたしております。平成23年度当初予算審議において、平成31年度までの財政見通しを参考資料としてお示しさせていただいておりました。その中身としては、平成27年度から徐々に赤字の収支になると見通しております。なお、その要因としては、合併後10年間は、交付税の算定がえという特別措置が認められておりますが、平成28年度から5年間で普通交付税が段階的に縮減され、平成33年度からは一本算定になります。平成27年度と平成33年度では、普通交付税がおおむね12億円程度減額するものと見込んでおります。したがいまして、その12億円程度を減債基金として、平成27年度までに計画的に積み立てていきたいというふうに考えております。

次に36、37ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、社会

福祉総務費一般経費で、第25節積立金を3,000万円減額いたしております。これは後ほど 介護保険特別会計でご説明いたしますが、地域福祉振興基金から介護保険特別会計に貸し付けを 行っておりましたものを返還していただくものとして、9月補正予算に地域福祉振興基金積立金 を3,000万円計上いたしておりました。しかしながら、平成23年度に策定いたします第 5期介護保険事業計画における保険料見込み額を考慮いたしますと、介護保険事業基金に調整財 源をストックしておくことが得策であるとの考えに至り、平成22年度での返済は見送りとさせ ていただき、それに伴い、積立金も同額の3,000万円を減額いたすものでございます。第 2目障害福祉費は、各障害者福祉事業の実績から、総額で3,417万1,000円減額いたし ております。

次に、40、41ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では、保 健衛生総務費一般経費を2億1,000万円追加いたしております。簡易水道の統合に向けた財 政調整に必要な簡易水道財政調整基金積立分として、簡易水道特別会計へ繰り出しを行うもので ございます。

次に、44、45ページの第5款労働費、第1項労働諸費、第2目雇用対策費では、緊急雇用対策事業を639万7,000円減額いたしております。ハローワークの雇用調整助成金に上乗せ助成を行うこととし、緊急雇用安定化助成金で支援をするものでありましたが、実質により減額いたすものでございます。第4目経済危機対策費では、住宅改修助成事業で同補助金を実績から2,169万8,000円減額いたしております。平成22年度の申請件数は496件で、交付決定額は7,830万2,000円でございますが、このうち958万8,000円を翌年度に明許繰り越しをさせていただきます。

次に、44から47ページにかけての第6款農林水産業費は、それぞれの事業実績によるもので、総額で666万5,000円減額いたしております。次の第7款商工費につきましても、ほとんどが事業実績によるもので、総額で5,418万1,000円減額いたしております。

次に、48から53ページへかけての第8款土木費につきましては、それぞれの事業実績による減額、あるいは事業内での組みかえを行っております。

52、53ページの第9款消防費は、常備消防組合負担金を147万5,000円追加いたしております。消防組合で消防ポンプ自動車を購入することで、既にかかる負担金を計上いたしておりましたが、事業費の精査等により、追加いたすものでございます。

その他の事業につきましては、それぞれの事業実績により、不用額の減額を行っております。 次に、54ページから59ページへかけての第10款教育費は、すべて実績により減額を行っております。 ております。

次の60、61ページの第11款災害復旧費についても、事業実績により減額いたしております。次に、第12款公債費は、平成21年度及び22年度の繰越事業の起債発行額の確定等により元金、利子合わせて総額で3, 694万4, 000円減額いたしております。最後に、第14款予備費は4, 561万8, 000円追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

16、17ページをお開きください。第1款町税は、第1項町民税から第5項都市計画税まで、

各科目での収入見込みから追加、あるいは減額し、総額で384万円追加いたしております。

第2款地方譲与税から次のページへかけての第10款交通安全対策特別交付金は、交付決定により追加、あるいは減額いたしております。その中で第9款地方交付税では、特別交付税を2億2, 995万1, 000円追加いたしております。

次に、20ページからの第13款国庫支出金から第14款府支出金は、いずれも歳出でご説明いたしました各事業の実績により、交付決定がありましたので追加、あるいは減額し、整理いたしております。なお、国庫支出金の中で第2項国庫補助金、第7目土木費国庫補助金では、市町村道除雪費補助金を950万円追加いたしております。本補助金は、大雪に伴う除雪経費が膨大になったことに伴い、臨時的に交付されるもので、近年では、合併の年、平成17年度に交付をいただいております。また、府補助金の中で、京都府未来づくり交付金の追加内示があったことから、各種対象事業に充当することとし、総額で2,197万4,000円追加いたしております。そのうち、昨年度に引き続き本年度も財政力が脆弱な市町村、小規模市町村で、行財政改革の努力を行っているにもかかわらず、厳しい財政状況にある場合ということで、行政改革財政緊急支援枠で1,879万3,000円。新たに本年度の雪害経費に対して、雪害対策緊急支援枠で268万1,000円。東日本大震災の支援経費に対して臨時的に設けられました被災地支援緊急特別交付金を50万円、それぞれ追加いたしております。

次に、22、23ページの第17款繰入金は、第2項特別会計繰入金、第3目介護保険特別会計繰入金を3,000万円減額いたしております。先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり、介護保険特別会計での今後の収支見込みによるものでございます。

次のページの第19款諸収入、第3項貸付金元利収入は、商工業者資金融資貸付金を歳出で預託金を減額したのと同額の3,600万円減額いたしております。第4項雑入では、給食費実費徴収金を、実績により1,020万円減額いたしております。また、京都地方税機構へ当町からは2名の職員を派遣しておりますが、その人件費を機構が負担していただくことになっており、負担金1,073万5,000円追加いたしております。最後に、第20款町債は、総額で3億4,900万円減額いたしております。既に予算計上しておりましたものについて、対象事業費の実績に伴うもの、また国の補助金の充当等により、それぞれ追加、あるいは減額するものでございます。なお、その中で、第6目商工債の産業振興基盤整備事業債は、予定しておりました全額の1億1,000万円減額いたしております。これは、一般単独事業債の一般事業という交付税措置がゼロの起債、つまり、ただの資本手当債でありましたので、本年度の収支見込みを立てる中で、将来的な実質公債費比率の抑制も考慮し、起債を発行しないことといたしたものでございます。

なお、11ページに第3表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

また、10ページに第2表繰越明許費補正を計上し追加、あるいは変更いたしております。今回の追加では、第2款総務費で、拡張地域を含みます町内全域の宅内引き込み工事等が年度内に完成しなかったことから、有線テレビ拡張事業を1億2,159万7,000円繰り越しております。また、第3款民生費では、高齢者福祉施設整備事業を3,000万円繰り越しております。岩滝地域に建設されました小規模多機能型居宅介護施設が年度内には完成しなかったことにより、その施設整備をされます法人に交付することとしておりました、公的介護施設等整備事業補助金

を繰り越ししております。第5款労働費では、住宅改修助成事業を958万8,000円繰り越しております。先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり、本年度からは本年度の実質見込みの中で、申請は年度内にあっても、工事の完成が23年度にまたがるものについて繰り越しをさせていただくものでございます。

第8款土木費では、明石香河線関連発掘調査事業を500万円繰り越しております。これは大雪によるほか、立木の伐採等に時間を要したことから、発掘調査に着手することができなかったものによるものでございます。なお、変更につきましては、年度内執行見込みの変更によるもので、廃止につきましては、年度内に執行済みとなったことによるものでございます。

以上が、平成22年度 与謝野町一般会計補正予算(第7号)の概要でございます。よろしく ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝 野町簡易水道特別会計補正予算(第6号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第48号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第6号) についてご説明申し上げます。

この補正は3月31日付で専決処分いたしたものでございます。今回の補正は2億127万2、000円を追加し、総額を15億91万4、000円といたしております。

まず、歳出からご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。

第1款総務費、第2目財政管理費は、基金積立金を2億3,004万円追加いたしております。 先ほどの一般会計で申し上げましたように、平成28年度の上水道への統合に向け財政調整を行 うこととし、財政調整基金に利子分と合わせて積み立てることといたしております。第2款維持 管理費は、第15節工事請負費で請負減により485万8,000円減額するなど、不用額を総 額で648万4,000円減額いたしております。第3款改良費は、事業費精査や請負減により まして、総額で865万7,000円減額いたしております。

次のページにかけての第4款公債費では、起債借入見込みの減等によりまして、第2目利子を 1,326万4,000円減額いたしております。第5款予備費は21万4,000円追加し、 調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入について、ご説明申し上げます。

第6款繰入金は、先ほどの歳出でご説明いたしました財政調整基金への積み立て分として2億 1,000万円を一般会計から繰り入れることといたしております。第9款町債は、各工事請負 費の請負減並びに下水道関連配水管布設替事業の事業費精査により、総額で750万円の減額を いたしております。なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。 以上が、平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第6号)の概要でございます。よ ろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第5号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第49号 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第5号) について、ご説明いたします。

この補正は3月31日付で専決処分いたしたものでございます。今回の補正は2, 470万円 を減額し、総額を18億8, 420万7, 000円といたしております。

まず、歳出からご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第2款維持管理費は水洗化奨励金や公共升の修繕料など、すべて実績により606万円減額いたしております。第3款事業費、第1目公共下水道事業は工事請負費の減額や補償金の減額などで、総額で1,605万9,000円減額いたしております。

次のページの第5款予備費は188万1, 000円減額し、調整いたしております。以上が、歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は公共 特環の収支見込みから、総額で1,040万円減額いたしております。第8款町債は公共下水道 事業債を960万円、特定環境保全公共下水道事業債を46万円、流域下水道事業債を10万円、 それぞれ事業実績から減額し、総額で143万円減額いたしております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第5号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝 野町介護保険特別会計補正予算(第4号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第50号 平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号) について、ご説明いたします。

この補正は3月31日付で専決処分いたしたものでございます。今回の補正は事業勘定では3, 229万4, 000円を減額し、総額を2264, 269万4, 000円といたすものでございます。

また、サービス事業勘定では、歳出のみの補正でございまして、総額に変更はございません。まずは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第3款地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、2事業とも、それぞれ実績により減額し、総額で289万8,000円減額いたしております。第6款諸支出金、第1目一般会計繰出金は、先ほどの一般会計でも若干ご説明いたしましたが、過去に介護事業の収支不足を補うため地域福祉振興基金から総額で4,756万8,000円の借り入れを行っております。9月補正予算では、その一部の3,000万円を返済することとし予算計上いたしておりました。しかしながら、

平成23年度中に第5期介護保険事業計画を策定することになっており、今の見込みでは介護保険料を大幅に引き上げる必要があるものと考えております。したがいまして、介護保険事業基金に一定の調整財源をストックしておく必要が生じてまいりましたので、平成22年度で予定しておりました地域福祉振興基金への返済を見送ることとし、一般会計繰出金を3,000万円減額いたしております。

次のページの第8款予備費は57万6,000円追加し、調整いたしたおります。

次に10ページ、11ページの歳入について、ご説明いたします。第3款国庫支出金、第4款 支払基金交付金、第5款府支出金、第7款繰入金の一般会計繰入金は、いずれも介護予防事業、 包括支援事業、任意事業の実績に伴い、それぞれの負担割合により減額いたしております。第 7款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護保険事業基金繰入金は、先ほどの歳出でご説明いた しましたことにより3,000万円を減額いたしております。

以上が事業勘定でございます。

次に、サービス事業勘定について、ご説明申し上げます。 20、21ページの歳出をお開き願います。第2款事業費、第1項居宅サービス事業費は、居宅介護支援事業で居宅サービス計画作成委託料を実績により72万8,000円減額いたしております。第3款予備費は72万8,000円追加し、調整いたしております。

以上が、平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。よ ろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝 野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第51号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) について、ご説明申し上げます。

この補正は3月31日付で専決処分いたしたものでございます。今回の補正は事業勘定の補正では1億1,384万3,000円を減額し、総額を28億7,907万円といたしております。また、直営診療所勘定は266万2,000円を減額し、総額を8,993万2,000円といたしております。まずは事業勘定の歳出からご説明申し上げます。

14から15ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費から次のページの 第6項精神・結核医療付加金は、すべて実績により保険給付費総額で1億2,117万 4,000円減額いたしております。

そのほか18、19ページの第8款保険事業費から、次のページにかけての第11款諸支出金まで、すべて実績により、それぞれの減額をいたしております。

次に、20、21ページの第11款予備費は1, 079万円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第1款国民健康保険税から第2款一部負担金につきましては、実績見込みにより、それぞれ追加、あるいは減

額いたしております。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金及び国庫補助金につきましては交付 決定により追加、あるいは減額するもので、総額9,670万7,000円を減額いたしており ます。第5款療養給付費交付金、第1目療養給付費交付金は退職被保険者等療養給付費交付金を 交付決定により403万3,000円追加いたしております。

次のページの第7款府支出金、第2項府補助金は普通財政調整交付金が療養給付費の減額などにより3,914万9,000円減額する一方、特別調整交付金を2,117万8,000円追加いたしております。第10款繰入金、第1項一般会計繰入金についても事業実績見込みから55万1,000円減額いたしております。第12款諸収入、第3項雑入は交通事故等の第三者納付金を一般被保険者分として245万1,000円、退職被保険者分として266万1,000円追加いたしております。以上が事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定につきましてご説明申し上げます。 30、 31ページの歳入をお開き願います。第1款診療収入、第1項外来収入は収入見込みにより170万円減額いたしております。第2款サービス収入、第1目居宅介護サービス費収入は訪問リハビリテーション費収入を実績により93万8,000円追加いたしております。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は190万円減額いたしております。

次に、32、33ページの歳出についてご説明申し上げます。第2款医業費、第3目医療用衛生材料費は、それぞれ実績により医薬材料費を220万円、血液等検査委託料を30万円減額いたしております。第5款予備費は3万8,000円追加し、調整いたしております。

以上が平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の概要でございます。 よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度与謝 野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第52号 平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)について、ご説明申し上げます。

この補正は3月31日付で専決処分いたしたものでございます。今回の補正は691万円を減額し、総額を2億1, 535万1, 000円といたしております。

まずは歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款後期高齢者 医療広域連合給付金、第1目後期高齢者医療広域連合給付金は実績により600万5,000円 減額いたしております。第4款予備費は69万円追加し、調整いたしております。以上が歳出で ございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第1款 後期高齢者医療保険料は収納見込みにより第1目特別徴収保険料を437万円減額し、第2目普 通徴収保険料を453万9,000円追加いたしております。第3款繰入金、第1項一般会計繰 入金は事業実績から事務費分、保険基盤安定分を合わせて608万6,000円減額いたしております。 以上が平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。 よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町固定資産 評価員の選任について)を議題とします。

暫時休憩をします。

(休憩 午前11時28分)

(植田税務課長退席)

(再開 午前11時29分)

議長(井田義之)休憩を閉じ、本会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第53号 与謝野町固定資産評価員の選任について、専決処分を報告し承認 を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価員は従来から税務課長を選任しておりますが、本年3月31日付で前任の日高税 務課長が退職しましたので、4月1日付の人事異動で、その後任として任命いたしました植田税 務課長を固定資産評価員として選任し、4月1日付で専決処分をさせていただいたものでござい ます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認めます。討論を省略し、採決を行いたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第53号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(替成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町固定資産評価員の選任について)は、承認することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時30分)

(植田税務課長着席)

(再開 午前11時31分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

次に、日程第16 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町財産区管理委員の選任について)を議題とします。

暫時休憩をいたします

(休憩 午前11時31分)

(白杉教育委員長退席)

(再開 午前11時32分)

議長(井田義之)休憩を閉じ、本会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第54号 与謝野町財産区管理委員の選任について、専決処分を報告し承認 を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

各財産区管理委員につきましては、与謝野町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦されたものについて、議会の同意を得て選任していますが、与謝財産区、温江財産区、三河内財産区、岩屋財産区、幾地財産区、四辻財産区、上山田財産区、下山田財産区及び石川財産区において、平成23年3月31日付で前任者が任期満了に伴い退任しましたので、平成23年4月1日付で当該財産区の区長から推薦された者を財産区管理委員として選任し、平成23年4月1日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

各氏とも人格高潔で最適任者としてふさわしく、議会のご同意を賜りたく存じます。よろしく ご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認めます。討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第54号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町財産区管理委員の選任について)は、承認することに決定をいたしました。

次の議案第55号についても白杉教育委員長、関係がありますので、このまま会議を続けます。 次に、日程第17 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(幾地コミュニティ 広場の指定管理者の代表者の変更について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第55号 幾地コミュニティ広場の指定管理者の代表者の変更について、専 決処分を報告し承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、現在、指定管理者としてお世話になっております幾地区の区長である新田榮一氏が、平成23年3月31日付で退任され、白杉直久氏が平成23年4月1日付で区長に就任されました。このことに伴い、指定管理者から協定内容の変更届を本年4月1日に受理いたしましたので、幾地コミュニティ広場の指定管理者の代表者の変更につきまして、4月1日付で専決処分させていただいたものでございます。

なお、現在の指定期間は平成26年3月31日までとなっております。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認めます。これより討論を省略し、採決を行いたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第55号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(幾地コミュニティ広場の指定 管理者の代表者の変更について)は、承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

(休憩 午前11時36分) (白杉教育委員長着席)

(再開 午前11時36分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

日程第18 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(かや山の家の指定管理者の代表者の変更について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第56号 かや山の家の指定管理者の代表者の変更について、専決処分を報告し承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、現在、指定管理者としてお世話になっております、かや山の家運営委員会の委員長、井﨑新二郎氏の役員任期が平成23年3月31日付で満了となり、新たに藤田久氏が平成23年4月1日付で委員長に就任されました。平成23年4月1日付で指定管理者から協定内容の変更届を受理しましたので、かや山の家の指定管理者の代表者の変更について、4月1日付で専決処分させていただいたものでございます。

なお、現在、指定管理は平成24年3月31日までとなっております。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、赤松議員。

- 1 3 番 (赤松孝一) 代表者の変更に何ら異議はないわけですが、ちょっと事務的なことをお尋ねする んですけれども、先ほどの幾地コミュニティ広場の所在地は1376番地から変更後には 1519番地になっているんです。今回の、このかや山の家は温江の1401番地から温江の 1401番地と、同じ所在地なんですが、これはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。
- 議長(井田義之)太田商工観光課長。

- 商工観光課長(太田 明) 私どもの考えといたしましては、所在地であります、いわゆるかや山の家の住所地に、その運営委員会の設置場所という形になっておりますので、その名が変わりましても、その人の住所地ということではなくて、所在地の場所で運営委員会の形成をしていただいているという形で記載をさせていただいたというところでございます。
- 議 長(井田義之) 奥野総務課長。
- 総務課長(奥野 稔) 赤松議員のご質問にお答えいたします。所在地につきましては、これはコミュニティ広場がある1720番地ということでございます。それから、代表者につきましては、その名称の代表者ということで、代表者の名前と、それから、その方の自宅の住所ということになっておると、私どもは思っております。
- 議 長(井田義之) 赤松議員。
- 1 3 番 (赤松孝一) この指定管理者を指名するということで、こういった場合の一つの統一的な基準というものが、私はあるべきではないかというふうに思うわけですが、例えば、今の幾地コミュニティ広場の場合は代表者の住所が所在地であるという見解ですわね。だから、代表者がかわれば所在地もかわるという見解ですね。それから、いわゆるかや山の家の場合は代表者がかわっても、運営委員さんは、そこにおられるのだから、かや山の家の所在地が住所であるというふうな見解のようでございますが、今後の課題としまして、やはりこういった場合の所在地という表記の仕方につきましては、ある程度の統一性がなければ、ちょっと指定管理者としての課題が、問題がないかなというふうに思いますので、その点、お考えどうでしょうか。
- 議長(井田義之) 奥野総務課長。
- 総務課長(奥野 稔) 指定管理の関係で専決処分をさせていただいております。そうした中で表記につきまして、代表者の変更の表記につきまして、それぞれ違った統一されていない表記をさせていただいております。申しわけないと思っております。今、議員、ご指摘のとおり今後は統一した考えで、それもどちらが適正なのかということも含めまして、今後につきましては、これらに注意して統一をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。
- 1 3 番(赤松孝一) 以上、終わります。
- 議 長(井田義之) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。 これより議案第56号を採決します。 本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(かや山の家の指定管理の代表者の変更について)は、承認することに決定しました。

次に、日程第19 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定

めることについて)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第57号 損害賠償の額を定めることについて、専決処分を報告し承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成22年11月12日、午後8時20分ごろ、与謝野町字三河内の町道中々坪線と中坪1号線の交差点付近におきまして、与謝野町消防団員が運転する消防車が相手方の自宅に接触するという事故が発生しました。幸いにもけが人はなかったものの、家の軒先にあります瓦を破損させてしまったものでございます。

この事故について当方で加入します保険会社と相手方で協議しました結果、過失割合を当方が 100%、相手方がゼロ%とした上で公用車が加入する対物共済から、相手方全損額であります 16万6,425円を相手方に支払い、一方の公用車については、公用車側の全損額6万 5,000円のうち全額の6万5,000円を車両共済から賠償するとして示談が成立したもの でございます。この示談の協議を受け地方自治法の定めによりまして、専決処分をさせていただ き、このようにご報告を申し上げた次第でございます。

なお、本案は当方100%の過失割合であり、今後は一層、安全運転に努めるよう消防団員に 指導をしてまいる所存でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し 上げます。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

1 4 番 (糸井滿雄) それでは若干質問をさせていただきます。専決処分はいいんですけれども、内容がちょっとわからない点がありますので、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

まず、公用車ということですが、今、町長の説明では、これ消防車ということで、これはわかりました。この消防車の運転の走行中ということなんですが、この運転の目的は何であったのか、いわゆる訓練中であったのか、消火作業に行く途中であったのか、そういった目的がちょっとわからないので、その辺をお尋ねしておきたいのと、この衝突した原因ですね、これは原因はどんな原因で衝突されたのか、この2点、まずお尋ねしておきたいと思います。

- 議 長(井田義之) 奥野総務課長。
- 総務課長(奥野 稔) 糸井議員のご質問にお答えしたいと思います。これは与謝野町の消防団の野田川 第一分団でございますけれども、防火広報、消防団につきましては防火広報をお世話になっております。そうした中で、消防車両で防火広報を行っておりました。先ほど町長が申しました町道の中坪線ですか、走行中に、そこに路上駐車をしてある車がございました。狭い道なんですけれども、それで狭いんですけれども、それを避けて通れるだろうなという思いの中で車が、消防車両が進行をいたしました。その際、先ほど申し上げましたお宅の塀に接触をしたというのが、事故のてんまつでございます。
- 議長(井田義之) 糸井議員。
- 1 4 番 (糸井滿雄) 原因が狭い道で路上駐車があって、それを避けるために接触したと、こういうことなんですが、それで、この路上駐車の、ここが駐車禁止になっておるのかどうか、私はよくわ

かりませんが、そうなれば、私は、これ100%の当方の損害ということなんですが、路上駐車をしておった、その車両にも一定の責任割合があるのではないかなと、このように思うんですけれども、その辺はどのような見解でしょうか。

議長(井田義之) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) ご質問にお答えをしたいと思います。路上駐車はしておりましたけれども、それを承知して進行したということでございます。その際に路上駐車を気がついていて、それで進行せずに、進行することをやめて、そうすれば、こちらの、こういった事故は起こらなかったということでございまして、とめてある車も、それはよくないわけですけれども、それを無理とは言いませんですけれども、行けると思って進行していって塀の屋根に接触したということでございまして、これにつきましては100%とゼロという、全く当方の過失割合が100%ということの経過となったものでございます。

議 長(井田義之) 糸井議員。

1 4 番(糸井滿雄) そこら辺は難しいところなんですけれども、やはり路上駐車が一つの原因にもなっておるので、そこら辺も私は路上駐車の車両にも一定の責任があったのではないかなと、このように思って質問をさせていただきました。それは示談の中で話し合いをされたのでしょう。これはやむを得んかなというふうに思いますけれども、そういうことも今後はやはり考えていただく必要があるのかなというふうに思っております。

公共的な仕事ですので、どちらかというと弱い立場にありますので、すぐオーケーということになりかねませんので、それもせいぜいひとつ交渉には臨んでいただきたい。いずれにしても、これは公権力の行使になりますので、消防団の事故といえども、これは町が全面的に責任を持たざるを得ないと、こういうふうに思うわけです。

今回の場合は職員ではなく、消防団員ということで、私は、いわゆる事後の教育とか、そういった指導訓練、こういったことも非常に難しい面があるのではないかというふうに思いますけれども、やはりあくまでも再発防止を、やはり考えていかなければならんと、消防車といえども、やはり事故を起こす場合もありますので、そういった面で職員と違う、消防団員の、こういった安全対策といいますか、事故再発防止といいますか、こういったことはどのように考えておられるのか、その1点だけ、最後にお尋ねしておきたいと思います。

議 長(井田義之) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) 消防団の皆さんにつきましては、日ごろから防火活動、いろんな面でお世話になっておりまして、そうした中で消防車両を使っていただいて、使用していただいて、そのご奮闘をいただいておるところでございます。今回の事故に当たりましても、また、事故を起こす前に当たりましても、それぞれ幹部会、それから、分団長、特に今回も、こういった事故がございましたので、事故のないように、これは団長を通じまして徹底をしていただいております。しかし、徹底はしていただいておりますけれども、これは引き続き事故の起きないようにということで団員の皆さんには、私どものほうからも要請しておりますし、団長にも、その旨をお伝えしまして、団長から事故に対する注意喚起ということでしていただいております。以上でございます。

議 長(井田義之) 糸井議員。

1 4 番(糸井滿雄) ひとつよろしくご指導のほどをお願い申し上げまして、質問を終わります。

議 長(井田義之) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) これにて質疑を終結します。これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)は承認することに決定しました。

次に、日程第20 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町財産区管理委員の選任について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第58号 与謝野町財産区管理委員の選任について、専決処分を報告し、承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

各財産区管理委員につきましては、与謝野町財産区管理会条例第3条の規定に基づき当該財産区の区長から推薦された者について、議会の同意を得て選任していますが、滝財産区において、平成23年3月31日付で一部の前任者が任期満了に伴い退任し、平成23年5月22日付で滝財産区の区長から推薦された者を滝財産区管理委員として選任し、平成23年5月22日付で専決処分させていただいたものでございます。

各氏とも人格高潔で適任者としてふさわしく、議会のご同意をいただきたくご提案し、ご審議 いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第58号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之)起立全員であります。

よって、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町財産区管理委員の選任について)は承認することに決定しました。

次に、日程第21 議案第59号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてと日程第22 議案第60号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上、2件に

ついて、一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

議

町 長(太田貴美) 議案第59号及び議案第60号として一括上程されました、与謝野町固定資産評 価審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてお世話になっております6名の委員のうち、議案第59号の伊達義明氏と議案第60号の前野庄作氏の任期が、平成23年6月30日をもって満了することから、今後3年間引き続き両氏にお世話になりたいというふうに考えておりますので、ご提案を申し上げる次第でございます。

両氏は長年の豊富な行政経験とともに、固定資産の評価について、すぐれた見識を持っておられ人格高潔で固定資産評価審査委員会委員として最適任者と認め、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。 討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 討論なしと認め、これより採決を行います。

まず、最初に議案第59号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第59号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第60号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第60号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第23 議案第61号 与謝野町教育委員会委員の任命についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第61号 与謝野町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し 上げます。 教育委員会委員は5名の委員で組織されておりますが、現在、委員としてお世話になっております、岡田三栄子氏の任期が本年6月末をもって満了いたします。教育委員会委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、人格高潔で学術及び文化に関して見識を有する者の中から町長が議会の同意を得て任命することになっております。つきましては、岡田三栄子氏を最適任者と認め、引き続き教育委員会委員としてお世話になりたいというふうに考えておりますので、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議いただき、ご同意いただきますようお願いいたします。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認めます。討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第61号を採決します。 本案について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第61号 与謝野町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

(休憩 午後12時01分)

(再開 午後 1時30分)

議 長(井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第24 議案第62号 与謝野町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第62号 与謝野町税条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上 げます。

今回の条例改正は本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災者の方々の負担軽減を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年4月27日公布され、固定資産税、個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等々にかかる税制上の特別措置が講じられています。これに伴い被災自治体以外の自治体におきましても、固定資産税や住民税の軽減等に関する税制上の措置が行えるよう所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご承認をいただき ますようお願い申し上げます。

議長(井田義之) 植田税務課長。

税務課長(植田弘志) 議案第62号 与謝野町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害が未曾有のものであることから、現 行税制を、そのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの 等について、平成23年4月27日に地方税法の一部が改正されました。これに伴い本町の税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。議案資料の11ページのほうに資料がございますので、ごらんいただきますようにお願いいたします。今回の税条例の一部改正は、附則に3条を追加するものでございます。

まず、第22条は、東日本大震災にかかる雑損控除額等の特例でございます。これは大震災により住宅や家財等にかかる損失の雑損控除を平成23年度の町民税での適用を可能とするものでございます。

次に、23条は、東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございます。これは住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等となっても、平成25年度分町民税移行の残存期間の継続適用を可能とするものでございます。

次に、第24条は、東日本大震災にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございます。これは大震災による被害により滅失、損壊した家屋、被災家屋の所有者等が当該被災家屋にかわる家屋、被災代替家屋を取得し、または改築した場合には当該被災代替家屋にかかる税額の一部を減額するものなどで、この申告等でございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、十分ご審議いただき、ご承認賜りますようにお願い申 し上げます。

議 長(井田義之) 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第25 議案第63号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の制定についてを議題 とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第63号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の制定について、ご説明を申 し上げます。

本町では、商工業振興、観光振興及び農林業振興への支援策として、さまざまな補助制度を設置しているところですが、各補助金の交付は年度末となることが多いことから、特に任意団体、グループにおいては事業開始時に必要となる資金の調達ができず、制度を活用できないといった事例があります。これにつきましては、これまでから議会及び本町の産業振興施策についてご検討をいただいております、与謝野町産業振興会議においても、ご要望をいただいているところでございます。地域経済団体等の円滑な資金調達を支援することで、産業振興にかかる各補助制度の活用促進を図り、もっと地域経済の活性化を図ることを目的としまして、本条例の制定について今回、提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認いただき ますようお願い申し上げます。

- 議長(井田義之)太田商工観光課長。
- 商工観光課長(太田 明) それでは、この基金条例につきまして条例の説明からさせていただきたいと 思います。

44ページでございますが、それぞれの条例内容につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思います。第1条につきましては設置の目的をうたっておりまして、地域経済団体等が当

町の産業振興施策でございます商工業振興事業費補助金、観光振興事業費補助金、農林業振興事業費補助金を活用する場合において、補助金が支給されるまでの間、補助金相当額を町が貸し付けを行うことで事業の推進を支援するという目的をうたっております。

第2条には、基金の金額を2,000万円と定め、2号、3号では、その運用について定めを しております。

第3条につきましては、貸付対象を定めておりまして、地域経済団体等に貸し付けるということにしております。

第4条につきましては、貸付金額を定めておりまして、貸付限度額は補助金の額を限度額といたしまして、貸付利息は無利子、貸付期間は貸付日から補助金が交付された日以降10日以内ということにしております。

第5条には、基金の運用の方法を定めております。

第6条につきましては、運営について。

第7条につきましては、運用益金の処理をうたっておりまして。

第8条には、繰り替え運用について。

第9条には、委任について定めております。

それでは、引き続きまして、議案資料の16ページでございますが、貸付基金のフロー図で説明をさせていただきたいと思います。産業振興事業貸付基金の原資の確保と貸し付けまでの流れを示したものでございます。基金の原資は左上に示しております産業振興基金2,000万円を取り崩しまして、一般会計に繰り入れるということにしております。そこから基金1,500万円を一般会計に、さらに繰り入れまして、それを貸し付けをしていくという形で、それぞれの地域経済団体等に活用いただくという形で別途、要綱を定めまして手続をしていただく形をとるという流れで進めていきたいというふうに思っております。

以上、簡単に説明いたしましたけれども、ご審議いただきまして、ご承認いただきたいという ふうに思います。以上でございます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第26 議案第64号 京都地方税機構規約変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第64号 京都地方税機構規約変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

京都地方税機構につきましては、平成22年4月から本格稼働し、滞納整理等の徴収業務を共同で行っておりますが、今回は来年からの法人住民税等にかかる事務を追加するため、所要の規約変更を行うものでございます。なお、現在、法人関係の課税事務の共同化については、来年の2月に一部を、4月から本格的に開始となるスケジュールで進められております。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第27 議案第65号 平成22年度丹後地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入

歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第65号 平成22年度丹後地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決 算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

丹後地区広域市町村圏事務組合は、平成23年3月31日をもって解散いたしましたが、同組合の平成22年度一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法施行令第5条第2項の規定により、解散の日をもって打ち切り決算とし、同日付で旧組合理事長名で各構成団体に送付されましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 次に、監査委員から平成22年度丹後地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳 出決算審査の結果報告を求めます。

足立代表監查委員。

代表監査委員(足立正人) 丹後地区広域市町村圏事務組合の平成22年度の歳入歳出決算について、審査を行いました。お手元に意見書をお配りされておると思いますので、これに基づいてご説明申し上げます。

経過につきましては、ただいま町長のほうから説明のあったとおりであります。本年の3月31日に広域圏の事務組合が解散をいたしました。したがいまして、議会も監査委員も存在しないという状態でありますが、平成22年度の歳入歳出決算については、構成団体の監査委員が監査を行い、それぞれの議会で認定を受けるという形になっておりますので、有吉監査委員とともに5月13日に監査をさせていただきました。この1ページに審査の対象なり、審査の期間、それから、ただいま申し上げました審査に付された経緯、こういったものを記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

4番目の審査の方法でありますが、提出されました書類を見せていただき、また、関係職員から説明を求める方法により行いました。五つ目の審査の結果であります。審査に付された関係書類は的確に処理がされていたということを認めました。

最後に3行ほどつけ加えをしておりますが、組合解散後においても共通する広域的な課題については関係市町間において引き続き適切な協議執行が行われるよう期待するという文言をつけ加えております。

それから、4月1日以降、京丹後市ご当局では、非常に頑張っていただいて、この決算をまとめていただきました。そういったご尽力に敬意を表したいというように思います。

次のページは、決算の概要であります。まず、総括ですが、歳入と歳出が同額になっております。差し引き残額はゼロという状態であります。これは必要な額を、それぞれ割り振って市町に貸したということで、残額がゼロということであります。

それから、二つ目の歳入であります。詳しく申し上げることは何もございません。

それから、歳出です。歳出の中で主なものは、旧丹後伝染病の隔離病舎の解体事業が最後の大きな事業として取り組まれておりまして、京都府の用地に建っておりました、この隔離病舎が取り壊しがされ、更地になっておると、そういったことであります。

それから、五つ目ですが、財産に関する調書、建物です。ただいま申し上げましたように解体 工事が行われまして、年度末現在では建物は存在しないということです。それから、物品につき ましては、組み立て式の能舞台があったようでありますが、これは京都府丹後文化事業団へ無償 譲渡され、その活用を引き続き図られるということであります。

それから、物品については耐用年数の経過や除去工事に付随して廃棄等の処分がされているという状況のようであります。総じて適切に執行されていたことを認めさせていただきました。以上です。

議 長(井田義之) 以上で監査委員の決算審査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。これより議案第65号を採決します。 本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第65号 平成22年度丹後地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第28 議案第66号 与謝野町大豆・米乾燥調製施設の指定管理者の指定期間の変更についてと、日程第29 議案第67号 与謝野町大豆・米乾燥調製施設の指定管理者の指定について、以上2件について一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第66号 与謝野町大豆・米乾燥調製施設の指定管理者の指定期間の変更について、議案第67号 与謝野町大豆・米乾燥調製施設の指定管理者の指定についての提案理由のご説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、現在、指定管理者としてお世話になっております与謝中山間振興会の施設運営にかかわる4名が発起人となり、集落を母体とした施設の運営、管理を業務の中心とした法人、株式会社与謝ファームが設立され、指定管理者、指定申請書の提出がありましたので、現在の指定管理者、与謝中山間振興会の指定管理期間を平成23年6月30日までに変更するとともに、株式会社与謝ファームを新たに指定管理者として指定するもので、指定管理期間は平成23年1月1日から平成24年3月31日まででございます。株式会社与謝ファームの設立に当たりましては、町といたしましても与謝中山間振興会に施設の運営や品質管理、労務管理等において、さらなる強化を図るため、法人化を働きかけた経過があり、5月20日に開催の指定管理者選定委員会において審査をお願いしました結果、指定管理者とすることが適当であると判

断いただきましたので、このように大豆・米乾燥調製施設の指定管理者の変更について議会のご 承認をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第30 議案第68号 統合簡水加悦上水道送配水管布設(1工区)工事請負契約の締結についてと、日程第31 議案69号 統合簡水加悦上水道送配水管布設(2工区)工事の請負契約の締結について、以上2件について一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第68号 統合簡水加悦上水道送配水管布設(1工区)工事及び議案第69号 統合簡水加悦上水道送配水管布設(2工区)工事請負契約の締結につきまして、一括提案とさせていただき、提案理由をご説明申し上げます。

これらの工事は、新加悦上水場及び算所浄水場でつくった水を加悦中継ポンプ場を経由して建設中の有熊地区配水池に送水し、また、計画給水区域に配水するための送配水管を布設する工事でございます。

まず、議案第68号の(1工区)工事からご説明を申し上げます。工事の概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、5月24日に条件つき一般競争入札を参加業者3社により執行いたしました結果、契約の相手方は砂後建設株式会社、代表取締役、砂後幾夫。契約金額は9,454万7,250円で、うち消費税相当額は450万2,250円でございます。工期は本件議決日の翌日から平成24年2月28日までとするものでございます。

つきましては、議案第69号の(2工区)工事についてご説明申し上げます。これも概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、5月24日に条件つき一般競争入札を、参加業者3社により執行いたしました結果、契約の相手方は株式会社山添電気、代表取締役、山添宏明。契約金額は4,618万4,250円で、うち消費税相当額は219万9,250円でございます。工期は本件議決日の翌日から平成24年1月31日までとするものでございます。

なお、この2議案は、いずれも財源の一部をきめ細やかな交付金を充てておりまして、昨年度 からの繰越事業としているものでございます。工事の内容につきましては、担当課長に説明させ ますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 山添水道課長補佐。

水道課長補佐(山添雅男) それでは、議案第68号、議案第69号の工事内容を、お手元にお配りして おります議案資料に基づきましてご説明申し上げます。

議案第68号、資料21ページ、工事概要を開きください。中ほどの5番に工事費の財源内訳をおつけしておりますが、この1工区及び2工区工事は、もともと平成23年、24年の2カ年で計画していたものを国の緊急総合経済対策、地域活性化交付金のきめ細かな交付金事業として、平成22年度に前倒しして予算計上を行い、繰り越しの上、今年度実施としたものでございます。したがいまして、財源につきましては起債と交付金500万円を充てているものでございます。

次に、議案第69号、資料の22ページをお開きください。この工事につきましても5番の財源内訳については同じでございます。

次の23ページに平面図をおつけしております。平面図をごらんください。位置的には加悦奥の5番、6番、7番組地区になります。議案第68号は1工区工事、議案第69号は2工区工事となります。これらの工事は新加悦浄水場並びに算所浄水場でつくった水を加悦中継ポンプ場を経由して建設中の有熊地区の配水池に送水し、また、計画給水区域に配水するための送配水管を布設する工事でございまして、送水管を赤色、配水管を青色で着色しております。

1工区は、7番組の有熊地区で町道有熊線に町道加悦駅加悦奥線から加悦奥配水池用地まで送水管、口径200ミリのダクタイル鋳鉄管を1,105メートル、配水管口径250ミリのダクタイル鋳鉄管を1,115メートル並列で布設するものでございます。

2工区は、5番、6番組地区で町道加悦駅、加悦奥線に送水管、口径200ミリのダクタイル 鋳鉄管を585メートル、配水管口径150ミリのダクタイル鋳鉄管を825メートル、一部並列で布設するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い 申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第32 議案第70号 統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設(浄水設備その2) 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

この工事は、昨年9月定例会でお認めいただきました無薬注前処理装置を完成させるための 2期工事でございます。工事概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、契 約は地方自治法施行令第167条第1項第6号及び第7号を適用して随意契約としております。 契約の相手方は株式会社ナガオカ、代表取締役社長、三村等。契約金額は4, 882万5, 000円で、うち消費税相当額は232万5, 000円でございます。工期は本件議決日の 翌日から平成23年12月20日までとするものでございます。

工事の内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認 いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 山添水道課長補佐。

水道課長補佐(山添雅男) それでは、議案第70号の工事内容をお手元にお配りしております議案資料 に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず、本請負契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び第7号に基づき随意契約としております。本工事は昨年度に随意契約で施行いたしました前処理施設工事の2期工事として実施するものです。工事の内容ですが、議案資料の25ページに図面をおつけしておりますので、ごらんください。

位置は昨年度から建設しております新加悦浄水場の場内でございます。図面左上が浄水場の全

体の平面図、左下が逆洗ポンプの断面図、右上が前処理ろ過室の平面図、右下が前処理ろ過機の 詳細図となっております。これからご審議いただきます施工箇所は赤く色を塗っております部分 で、昨年度は前処理装置の本体と、ろ過砂充填まで完了しておりますので、本工事では残りの前 処理装置の附属配管や電動弁、処理水ポンプ、ろ過室の室内配管、また、水処理用逆洗ポンプ 2台を設置することとなります。

なお、この工事は平成22年度からの繰越事業となっております。以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第33 議案第71号 三河内簡易水道三河内配水施設新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第71号 三河内簡易水道三河内配水施設新設工事請負契約の締結につきま して、提案理由をご説明申し上げます。

この工事は昨年度完成しました三河内浄水場でつくった水を計画給水区域に配るためのもととなる配水池を新設する工事でございます。工事概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、5月24日に条件つき一般競争入札を参加業者9社により執行いたしました結果、契約の相手方は、石本建設株式会社代表取締役、石本義隆、契約金額は1億5,015万1,050円で、うち消費税相当額は715万50円でございます。工期は本件議決日の翌日から平成23年12月20日までとするものでございます。

なお、三河内簡易水道の整備につきましては、平成19年度に事業着手して以来、ことしで 5年目となりますが、この工事と、さらに別に発注しております送配水管布設工事が完成いたしますと、すべての整備が完成となります。

工事の内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認 いただきますようお願い申し上げます。

議長(井田義之) 山添水道課長補佐。

水道課長補佐(山添雅男) それでは、議案第71号の工事内容を、お手元にお配りしております議案資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の27ページに位置図、平面図、立面図をおつけしておりますので、ごらんください。 位置的には、三河内の梅谷地区の西側山林に位置し、町道比丘尼線をテレビ塔へ向け、西へ約 600メートル入った位置になります。

これから、ご審議いただきます施工箇所は赤く色を塗っております部分で、色を塗っていない部分につきましては、昨年度施工いたしました造成工事で既に完成しております。

まず、平面図中央の四角が配水池でございまして、幅10メートル、長さ20メートル、高さ5.5メートル、有効水深5メートルのステンレス製配水池を新設するもので、貯水量は1,000㎡で、中央を仕切ることにより手前と奥の二層構造になっております。また、地震の震度、配水管破損等による過大配水量で作動する緊急遮水システムを設置いたします。

ちなみに、震度は5以上、設定課題流量は毎時120㎡、これは三河内地区の瞬間最大配水量

の1. 5倍の流量でございます。そのほか配水流量計、操作盤を設置し、土木工事として場内配管、ブロック積擁壁、前面道路の側溝工事を行うものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い 申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第34 議案第72号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)を議題 とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第72号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は2億2,013万1,000円を追加し、総額を111億8,873万1,000円といたすものでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

15、16ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目地域情報推進費では、光ファイバー網利活用事業を219万3,000円追加いたしております。これは、ちりめん街道、知遊館、わ一くぱる、野田川ユースセンター、リフレかやの里等の町内公共施設に有線テレビの光ファイバー網を活用した公衆無線LANの接続ポイントを構築するものでございます。これにより各公共施設を訪れられた方にインターネット接続環境を提供し、ホームページの閲覧、町内観光施設や特産品等の情報入手に役立てていただく等公共施設の利便性向上、光ファイバー網の有効活用を目指す事業でございます。

次に17、18ページをお開き願います。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、地域福祉空間整備事業を工事請負費等で総額で2,000万円追加いたしております。これは平成22年度で造成工事を完成することといたしておりましたが、掘削をする段階で瓦れき等の産業廃棄物が出現したため、工事をその時点で中断させ、22年度分として、これまでの出来高により設計変更を行っております。その後、新年度になり丹後織物工業組合や京都府と、その対応について協議を進めているところでございますが、建物を建設されます社会福祉法人等のスケジュールから逆算しますと、早急に造成工事を完成する必要があるため、工事費を計上させていただくものであり、その財源としては、とりあえず合併特例債を財源として措置させていただいております。今後、引き続き丹後織物工業組合、京都府と調整していくこととしておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

第3目高齢者福祉費では、高齢者福祉施設整備事業で、第19節負補交補助金を1,206万2,000円追加いたしております。これは、明石地区のグループホームふれあいにスプリンクラー設置等の防災改修を実施する事業が、府の介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金の対象となることから、法的介護施設等整備事業補助金として、民間事業所に補助いたすものでございます。

同じく第3目高齢者福祉費のお泊まりデイサービス事業では、委託料等総額310万4,000円追加いたしております。これは明石地区の介護ハウスうえもりにおいて、認知症デイサービス利用者を、そのまま宿泊まで受け入れる事業を1年間の実証事業として、府の地域包括ケア総合交付金を活用し実施するものでございまして、夜間対応職員の人件費相当分を委託料として計上いたすものでございます。

次に、19、20ページをお開き願います。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費では、おひさまエコタウン事業を840万円追加いたしております。これは京都府の制度であります省エネグリーン化推進地域エコ活動支援事業補助金を活用し、公共施設等に太陽光発電設備ソーラーライトを整備する事業でございまして、昨年度のクアハウス岩滝、リフレかやの里に続き、野田川わ一くぱるにソーラーライトを10基設置することで事業採択されたものでございます。

第5款労働費、第1項労働諸費、第4目経済危機対策費につきましては、住宅改修助成事業を 1,500万円追加いたしております。これは大変多くの申請がございまして追加いたすもので ございますが、昨年と同様に申請状況を見ながら今後の追加の補正予算が必要になるものという ふうに考えております。

次に、21、22ページをお開きください。

第7款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費では、産業振興貸付事業を5,000万円追加いたしております。これは、さきに提案いたしました基金条例の制定議案の、与謝野町産業振興事業貸付基金に関連した予算でございまして、昨年、石田区の有限会社山政テキスタイル株式会社、代表取締役山添政就様からの、産業振興のためにご寄附をいただきました1,000万円分と、別途産業振興のため積み立てた1億円の産業振興基金から、合わせて2,000万円を取り崩し、新たに制定した与謝野町産業振興事業貸付基金に積み立て、それを原資に各種産業振興事業補助金が交付されるまでの間、当該補助金に相当する資金を事業実施団体に貸し付け、円滑な資金調達を支援するためのものでございます。

次に、23、24ページをお開き願います。

第8款土木費、第5項都市計画費、第4目公園費では、都市公園整備事業で第15節工事請負費を350万円追加いたしております。これは11月に開催いたします与謝野町岩滝大名行列は、阿蘇シーサイドパークを主会場に計画しており、造成地の仮整地の実施及び水路横に安全のためのフェンスを設置するものでございます。

次のページ、第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費では、3月に起きました東日本 大震災の被災地、被災者への支援事業費として328万7,000円追加いたしております。これは既に行っております水道給水活動派遣、保健師派遣等の職員派遣費用を今後の見込みで計上 しているほか、被災者への支援として災害見舞金、幼稚園奨励費補助金等を追加いたすものでございます。

次のページ、第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費では、中学校組合負担金を5,485万3,000円追加いたしております。これは宮津市と給食センターからの給食の配食サービスについて調整した結果、来年4月から橋立中学校においてもセンター給食を実施することが決まりました。ついては給食の配送を受け入れる搬入口等を整備する経費を追加するもの

でございます。また、当初予算で計上しておりました負担金において、校舎の耐震補強工事の財源を中学校組合において、組合債を発行する予定で計上しておりましたが、京都府と調整した結果、組合債より有利な合併特例債を発行できることとなりましたので、負担金を負担割合により増額いたすものでございます。

なお、さきに説明いたしました給食の配送受け入れに対する経費につきましても、耐震補強工 事と同様に合併特例債を充当することといたしております。

第5項社会教育費、第2目公民館費では、後野地区公民館の新築にかかる用地購入費並びに測量設計委託料を総額1,060万円追加いたしております。第6項保健体育費、第2目社会体育施設管理費、屋内体育施設管理運営事業では、第13節委託料を110万円追加いたしております。これは大江山運動公園体育館横の駐車場用地に一部未登記物件が存在することが判明しましたので、分筆所有権移転登記を行うための委託料を追加いたすものでございます。第3目学校給食費では、給食センター施設整備事業を1,853万5,000円追加いたしております。これは、先ほどご説明いたしました橋立中学校の給食を配送するために必要な経費として、配送トラック車庫の増設、給食配送備品、配送トラック購入経費が含まれており、全額中学校組合からの負担金を充当することといたしております。

次に、29、30ページの第14款予備費は505万6, 000円を減額し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第7目教育費負担金では、先ほど歳出でご説明いたしました、中学校組合からの給食センターの改修経費負担金として、給食センター施設整備負担金を1,853万5,000円追加いたしております。

第14款府支出金、第2項府補助金では、第2目民生費府補助金では明石地区のグループホームふれあいで実施するスプリンクラー設置等の防災改修経費の全額が補助されるもので、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金を1,206万2,000円追加いたしております。第3目衛生費府補助金、おひさまエコタウン応援事業補助金は、歳出でご説明いたしました、おひさまエコタウン事業の工事費の全額を補助するものでございまして、800万円を追加いたしております。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第17目産業振興基金繰入金は、新設した与謝野町産業振興事業貸付基金に積み立てるための財源として、産業振興基金繰入金を2,000万円追加いたしております。また、次の産業振興事業貸付基金繰入金は、歳出でご説明いたしました産業振興貸付事業で、各種産業振興事業実施団体に貸し付けを行うための原資として産業振興事業貸付基金繰入金を1,500万円追加いたしております。18款繰越金、第1項繰越金では、さきに提案いたしました、平成22年度一般会計7号補正予算の予備費の見込みから、前年度繰越金3,000万円を追加いたしております。第19款諸収入、第3項貸付金元利収入、第3目商工費貸付金元利収入では、歳出及び基金繰入金でもご説明いたしました産業振興貸付事業におきまして貸し付けました資金の償還金として、歳出の貸付金と同額の1,500万円を産業振興事業貸付金償還金に追加いたしております。

次に、第20款町債、第2目民生費は、社会福祉施設整備事業債を1,800万円追加いたしております。これは、歳出でご説明いたしました加悦加工場跡地の造成工事にかかる経費に対し、仮の財源として合併特例債を充てることといたしております。第7目土木債は道路整備事業債、土地公園整備事業債、それぞれ事業債が増額となったことから追加いたしております。

第9目教育債は、中学校組合への負担金、給食センターの施設改修、後野地区公民館の用地購入等に、合併特例債を充てることとし、総額7,050万円を追加いたしております。なお、8ページ、第2表地方債補正を計上し、同額を追加、あるいは変更いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご 審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで10分間休憩いたします。2時35分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 2時25分) (再開 午後 2時35分)

議 長(井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第35 議案第73号 平成23年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第73号 平成23年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第1号) についてご説明申し上げます。

今回の補正は3,381万円を追加し、総額を3,414万7,000円といたすものでございます。

10ページ、11ページの歳入をお開き願います。第4款諸収入、第1目雑入は岩滝海岸線用地代金返戻金を3,381万円追加いたしております。これは3月25日の議会全員協議会でご説明させていただきましたように、岩滝海岸線用地にかかります処理につきまして、旧町時代から土地開発基金を活用し用地取得をした経過がございます。しかしながら、代替地の問題等が発生したことなどにより、一たん個人の預金通帳に、基金からの用地取得費を入金した経緯があり、その後において、その方がお亡くなりになり、未処理のまま現在に至っておりました。今回、相続人の方と整理させていただき、通帳の名義変更等の処理をお世話になった後、町にお返しいただいたものでございます。

今後につきましては、土地の整理が残っておりますので、一般会計で補正予算計上させていた だいておりますように、測量を行い境界確定した上で、一般に購買していきたいと考えておりま す。

次に、12、13ページの歳出では、第2款諸支出金、第1目土地開発基金繰出金で、土地開発基金積立金を同額の3, 381万円追加いたしております。先ほどの歳入における返戻金を土地開発基金に戻すものでございます。

以上が、平成23年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようにお願い申し上げます。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第36 議案第74号 平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)を 議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第74号 平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号) について ご説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収支の補正でございます。

以上が、平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第37 発委第1号 町長において専決処分することができる事項の指定について を議題とします。

本案については、総務常任委員長より提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長(秋山 誠) それでは、事務局より議案の提出分について朗読をいたします。

議会から提出しております議案書の3枚目をお開き願います。

発委第1号 町長において専決処分することができる事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を別 紙のとおり指定する。

平成23年6月1日提出 与謝野町議会総務常任委員会委員長 勢旗 毅

提案理由、議会の権限に属する軽易な事項のうち、町長において相手方があり、早急にその意思を決定すべき事項として、専決処分する必要がある範囲を、あらかじめ指定することで、その迅速な事務処理を可能とするものである。

以上でございます。

議 長(井田義之) 提出者より提案説明を求めます。

15番、勢旗委員長。

総務常任委員長(勢旗 毅) ただいま上程をされました、町長において専決処分することができる事項 の指定について、提案理由は事務局のほうから述べていただいたとおりですが、この案件につき ましては、地方自治法第180条、議会の権限に属する軽易な事件で、議会の議決によって特に 指定したものは町村長が処分できるとされておる。そういうところから、この議会におきまして も、平成21年度の段階で総務常任委員会で検討されておりまして、当時の赤松委員長から森本

議長に報告がされておりますが、その段階でとどまっておったということでございまして、改めて総務常任委員会で協議をし提案をさせていただくと、こういうものでございます。

それで、今お手元の、この発委第1号の裏面、ここに、この事項を書いておるわけでございますが、地方自治法、平成22年第67号第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を、次のとおり指定をするということでございます。

1は目的物の価格が100万円以下の事件について訴えの提起、和解及び調停を行うこと。

二つ目には、法律上、町の義務に属する損害賠償の決定で、当該決定にかかる額が100万円以下のものについて、その額を定めること。

三つ目には、 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例 (平成 18年与謝野町条例第53号) 第2条の規定による契約について、議決後の当該契約の変更を行う場合で、契約変更に伴い増減する金額が、当初請負額の10分の1に相当する額 (ただし、500万円以下の額に限る。) と、これを超えないときということでございますし。

四つ目には、仮処分、または仮差し押さえに関すること。

この四つについて、これは軽易な事件ということで判断ができるんではないか。府下の各市町 村の状況を見ましても、大体こういう格好で定められておると。

あと幾つか、本町に関係のない部分もありますけれども、私とこの場合は、けさほどの案件にもございましたが、こういったものは町長の権限に、議会としては指定をしてもいいんじゃないかと、こういうことでございます。議会は非常に、この専決処分の事項の指定は議会しかできないということでございまして、私は非常に重いもんだと、こういうふうに思っておりますが、それぞれ、また本日、資料を配付したところでございますので、ご研究をいただきまして、いろいろ私どもにご意見をいただいたり、賛成をしていただけたらなと、このように思っております。以上です。

議 長(井田義之) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会をします。

次回は6月8日、午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

なお、ここで日程的な部分の予定を申し上げておきたいと思います。

このあと22日まで本会議が、審議が続いているわけですけれども、20日に終わりましたら、22日の日に全員協議会を開催したいと思っております。

それから、あと1点、27日、本会議終了後27日、全員協議会というのか、議会活性化についての勉強会を開催したいと思っております。きょう、京丹後市にお願いをしておりました返事が来ましたので、今田委員長と相談の結果、27日の午後と、予定をしておりますので、今のところは予定です、両方とも。一応、予定の点だけを皆さんにご報告をしておきます。

本会議終了後と言いました。別に、本会議終了後の27日の午後もあけておいていただきたいということでお願いをいたしました。

一応、皆さんの日程がお忙しいだろうということで事前にお知らせをしておきます。

以上で本日、終わります。

どうもご苦労さんでございました。

(散会 午後 2時47分)